

## 令和 5 年度に施設型給付に移行する幼稚園における利用定員の協議について

## 1 趣旨

平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可等を受けている施設・事業者が、新制度における財政支援（給付）の対象となるための「確認」を行う手続きが子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項及び第 43 条第 1 項に定められている。

この「確認」の手続きは、施設・事業者が各種基準を満たすかどうかを確認するのに加え、市町村が「利用定員」を定めたいうで行うが、「利用定員」を定める際には、子ども・子育て会議で意見聴取することが、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項及び第 43 条第 3 項に定められており、今回、令和 5 年度に私学助成の幼稚園から子ども・子育て支援法の確認を受ける幼稚園への移行に伴い、「利用定員」について協議を行うもの。

## 2 対象

## (1) 北鎌倉幼稚園

## ア 事業者情報

- ・事業者：宗教法人円覚寺 代表 横田 南嶺
- ・法人所在地：鎌倉市山ノ内 409 番地

## イ 施設情報

- ・施設長：輿 俊道
- ・所在地：鎌倉市山ノ内 483 番地
- ・事業開始日：令和 5 年 4 月 1 日
- ・認可定員 70 人

内訳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	70 人			70 人

## ウ 利用定員

入所児童数の実態に合わせ、25 人定員の設定

内訳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	8 人	8 人	9 人	25 人

(2) 聖路加幼稚園

ア 事業者情報

- ・事業者：学校法人稲村ヶ崎学園 代表 河井 怜
- ・法人所在地：鎌倉市稲村ガ崎四丁目2番5号

イ 施設情報

- ・施設長：河井 怜子
- ・所在地：鎌倉市稲村ガ崎四丁目2番5号
- ・事業開始日：令和5年4月1日
- ・認可定員 80人

内訳	3歳	4歳	5歳	合計
	20人	20人	30人	80人

ウ 利用定員

入所児童数の実態に合わせ、25人定員の設定

内訳	3歳	4歳	5歳	合計
	12人 (※)	6人	7人	25人

※満三歳児6人程度を含む

(3) かまくら幼稚園

ア 事業者情報

- ・事業者：学校法人西武学園 代表 太田 秀和
- ・法人所在地：横浜市金沢区西柴4丁目24番1号

イ 施設情報

- ・施設長：新井 宏明
- ・所在地：鎌倉市浄明寺六丁目19番1号
- ・事業開始日：令和5年4月1日
- ・認可定員 210人

内訳	3歳	4歳	5歳	合計
	70人	70人	70人	210人

ウ 利用定員

入所児童数の実態に合わせ、150人定員の設定

内訳	3歳	4歳	5歳	合計
	60人 (※)	45人	45人	150人

※満三歳児15人程度を含む